

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年7月16日(2009.7.16)

【公開番号】特開2005-204709(P2005-204709A)

【公開日】平成17年8月4日(2005.8.4)

【年通号数】公開・登録公報2005-030

【出願番号】特願2004-11629(P2004-11629)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 0 C

【手続補正書】

【提出日】平成21年5月29日(2009.5.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技盤面に貼り付けられ、表面側から裏面側を透視可能な樹脂シートと、当該樹脂シートの裏面側に接着される基部シートとで構成したセルシートを有する遊技機であって、

前記基部シートは前記樹脂シートとは異なる素材で形成されるとともに、

前記樹脂シートの裏面に第1デザイン画を表し、前記基部シートの表面に第2デザイン画を表し、これらの第1デザイン画および第2デザイン画を前記樹脂シートの表面側から視認可能に接着されている遊技機。

【請求項2】

請求項1に記載した遊技機であって、

基部シートは、和紙または布地からなる遊技機。

【請求項3】

請求項1または請求項2に記載した遊技機であって、

樹脂シートと基部シートとの間にシート状の小片素材を介在させて接着した遊技機。

【請求項4】

請求項1から請求項3のいずれか一項に記載した遊技機であって、

所定のデザイン画について、前方側に位置する部位を第1デザイン画として表すとともに、後方側に位置する部位を第2デザイン画として表し、

前記第1デザイン画と前記第2デザイン画とが重ね合わさって前記所定のデザイン画を完成させる構造とした遊技機。